

『戒体』(浄嚴覚彦述) について

"Kaitai" (the Substance of Samaya-sīla),
described by Jōgon Kakugen.

藤谷厚生

Atsuo FUJITANI

ここで取り扱う文献資料『戒体』一卷は、現在は香川県善通寺市にある真言宗総本山善通寺に所蔵されている。本書『戒体』は浄嚴律師が四十九歳の時、河内の教興寺(大阪府八尾市)に在住していた貞享四年(一六八七)中春二月十三日に書き始め、十七日に書きまとめたとされる短編の自説本(草稿本)である。内容は、真言密教における三摩耶戒の戒体説についての記述である。浄嚴律師(一六三九―一七〇二)は、字を覚彦と言い、妙極堂、瑞雲道人と号した江戸前期の真言律の学匠である。律師は、河内国錦部郡鬼住村の上田道雲の子として生まれ、幼少から高野山に登り顕密を修学し、後に密教の諸流を研鑽統合して新安祥寺流を創草するなど、密教事相の面で特に多大な功績を残している。延宝五年(一六七七)には河内の故郷実家を改めて延命寺を創建し、後に江戸に赴き元禄四年(一六九一)には柳沢保明の推挙により、幕府の助力を得て江戸湯島に靈雲寺を開創し、これを如法真言律の道場とした。多くの僧俗に授戒するなど、戒律の普及と真言密教の復興に尽力した真言宗中興の祖と仰がれる人物でもある。

本書『戒体』では、従来日本の戒律思想史に於いて、三摩耶戒の明確な戒体説が論じられた典籍があまり見受けられない中、浄嚴律師の新たな解釈によって、三摩耶戒の戒体の功能、特性が明確に示されている。それ故、三摩耶戒の戒体説の特性を理解し、また近世に於ける戒律思想を研究する上でも、本書は貴重な研究資料と言える。筆者は、近年偶々この書が善通寺に存在することを知り、所蔵者である善通寺様の許可を得て、今回テキストの写真掲載と本文の翻刻をここに提示

する次第である。以下に翻刻本文・注記と写真を掲載する。

キーワード：戒体、三摩耶戒、真言律、浄嚴律師

(凡例)

- 一、本稿では本文掲載に際して、読み易いように以下の点を改訂した。
一、原文の旧漢字は、極力新字体に置き換え、仮名を平仮名に改めた。また、梵字の箇所はローマライズで表記し、文章に句読点を付した。
- 二、原文にある割注については、本稿では()で括って標記した。
- 三、本文中の要語、語句に*を付して、文末にその語句等の注記を施した。

【翻刻本文】

〈表紙〉 戒 体

西寒川 普門院 *靈雅

〈二丁〉 戒 体

vajra 覺靜

〈二丁〉 (印)

伊豫宇摩郡 千秋萬歳普門院藏 不許讓與

〈三丁から七丁末まで〉

(本文)

戒 体

問う。頭の大小乗は*戒体を論ずるに、色心非色非心等の多種あり。

今、密教の三摩耶戒体を弁せんこと如可。

答う。此の問い、功要なり。今、密教の戒体を論ぜば、梵網經に説くところの*非青黄赤白黒非色非心非有非無因果法文の正しく是れなり。何を以て、梵網の説を以て、密戒を証するとならば、*不空三藏の金剛頂の義訳に、梵網經は金剛頂經の浅略の分なりと云うが故なり。次に經文の意を解せば、前に云うが如く、三摩耶戒とは、三摩地菩提心の弥よ堅固決定するを戒と名くるが故に、菩提心論には、*諸仏菩薩、昔因地に在て是の心を發こすのみ。(已に菩提心を發こし竟んぬ)勝義行願三摩地を戒と為し、(三摩耶界)乃し成仏に至るまで、時として暫くも忘ること無しと積し玉へり。而るを、梵網經は先ず非青黄赤白黒と説けるは、大日經に心は*非青、非黄、非赤、非白、非紅紫、非水精色と云うに同せり。密教には、六大各

の情非情に遍ずと立つるを以て、万法体を挙げ、皆な是れ心なるが故に、青黄等の顯色に偏ならざるを非青非黄等と云うなり。次に非色非心とは、此の菩提心の色心不二なるを以て、色にも偏ならず。心にも偏ならず。故に非色非心と云うなり。次に非有非無とは、心則ち戒体なるが故に、別あるにもあらず。實に是れ心なるが故に、無きにもあらず。故に非有非無と云うなり。次に非因果果とは、此の菩提心とは、菩提(果)即心(因)なるを以て、因にも偏ならず、果にも偏ならず。故に非因果法と云うなり。右の梵網經は、遮詮に約して説けり。若し表詮に約せば、諸法皆な心なるが故に、青黄等の顯色方円等の形色、取捨、屈申等の表色、悉く是れ戒体なり。故に色とも云つべし。又、菩提心即ち戒体なるか、心と云うも当たれり。此の心は、本有なるが故に、有とも云つべし。今、有にあらざるが故に、無とも云つべし。此の菩提心は因果に遍在するが故に、因とも果とも云つべし。又、*表業に(意表)似て、而も其の体、本有なれば無表とも云つべし。(法相家の名目、同なり。)又、阿闍梨の開示に依るといへども、事とするところは本有無作の法爾の心体なれば、無作とも云つべし。(大日經の無為戒も此の意なり。是れは成実の無作に同ず。)かくの如く、通論する時は、頭の大小権実に談ずるところの無作無表色心非色非心の諸義は、皆な密宗所立の戒体の中に、各の其一を得て一つも全体を見ることなし。譬へば、衆盲の象を摸ぐるに、終に真体に*契当せざるが如し。自家所立の戒体は象義の総体を取るが故に、明眼も人、象の全体を見るが如くして、諸見随せず、又衆義をも捨てることなし。是れ真実第一最妙無比の中道実相の戒体なり。但し天台に云うところの性無作仮色の中に仮の一字は自宗の意に非ず。所以は何となれば、自宗所立の菩提心は*本有常恒の実法にして、仮法に非るが故なり。又此の菩提

心は十方法界の一切諸法に遍じて、諸法是れ菩提心なるが故へに、
*正受羯磨の印言のとき、此の戒、本有の性の全うして起すると等しく、一切諸法、一時に起動して、法界方法^{そく}挙て戒体と成るなり。然れば則ち、此の戒体は因果生仏善悪邪正等の諸法を包羅して、万徳具足せるが故、*三たび三摩耶戒を受持しすれば、如上の万徳一時に発生するなり。此の故に是れより已後は、法仏甚深第一微妙の三密の行業を凡身の三業に作すといえども

〈八丁〉

更に*妨礙あることなきなり。誠に大なるかな真言上乘の戒体、縦い無量劫を歴て説くとも、尽すこと能ざる者なり。かくの如くの最上無上の戒を*疎慢に授受せんこと、恐る可し。慎む可し。戒めざる可からず。

右、許可に因るの次で、後生の為に*倉卒に之を記す。これは是れ草稿にして、他日必ず之を改正する耳。

貞享四年丁卯中春十三日（同十七日一覽了）

河南教興焔芻浄厳 四十九載

〈九丁〉

三表 三思 三等 起

未入戒場——審慮思

正登壇時意表戒決定思 遠因等起

從他乞戒前礼

普礼聖衆身表戒——動

從他乞戒弁

受菩提心儀語表戒——発

勝思 近因等起

第一羯磨竟

法界善法
一時発起

〈十丁〉

第二羯磨竟

法界善法
聚自頂上

第三羯磨竟

法界善法
入自毛孔 刹那等起

文化十三年丙子四月二日書写了

湖月菴阿闍梨御所持本書写之

同十五年三月於備中倉敷学靈法印住心講読

之日普門子以本書写之

覚彦

〈十一丁〉

文政十一子五月書写功（校？）了

金資靈雅

（注記）

*靈雅・佐伯旭雅師の受業の師と推測される。天保十年

（二八三九）に旭雅師は十二才で瀧寺（徳島県三

好郡三野町鴨宮）の靈雅師に從い出家得度。靈雅

師は、その後到大灌寺（美馬郡脇町西大谷）、箸藏寺（三好郡池田町箸藏）に転錫したとされる。

『旭雅和上讃語』法蔵館（平成二年刊）四九頁参照。本書の冒頭に記載される「西寒川普門院」は、愛媛県宇摩郡寒川町（現四国中央市）付近に文政十一年（一八二八）には存在したのであろうが、現在は確認できない。

*戒体・・持戒による防非止悪の行為を誘因させる根本的な原動力となるもの（本体）であり、受戒によって悪業を犯さないように、自己を抑制させる潜在的な働きを為すものである。戒体については色法戒体説、心法戒体説、非色非心（不相応法）戒体説などの諸説があるが、天台の円頓戒では智顛の『梵網菩薩戒経義疏』に「起さずんば已やみなん。起さばすなわち性なる無作の仮色・」（大正蔵・四〇卷五六五頁下段）とあるように、性無作仮色を戒体として立てる。

*非青黄赤白黒・・『梵網経』の文。大正蔵二四卷一〇〇四頁中段三行以下を参照。

*不空三蔵の金剛頂の義訳・・『金剛頂經大瑜伽祕密心地法門義訣』（不空訳）には、「梵網経の両卷は、此の経中より出る浅略の行相なり。」（大正蔵三九卷八〇八頁上段）とある。

*諸仏菩薩、昔因地・・『金剛頂瑜伽中發阿耨多羅三藐三菩提心論』（菩提心論）「不空訳」の文。大正蔵三三卷五七二頁下段十一行以下参照。

*非青、非黄・・『大毘盧遮那成佛神變加持經』（大日経）「善無畏訳」大正蔵十八卷一頁下段十行以下参照。

*表業・・俱舎では身・語の業にあるとされ四大所成の実色とするが、法相唯識では身・語・意の三業に共に表業があるとされ、ともに現行の思の心所を体とすると考える。また、この対概念が無表業（無表色）とされる。

*契当・・ぴたりと当てはまること。

*本有常恒の実法・・本有とは本から存在していることで、常恒とはつねなることであり、常住不変に実在する（諸法のこと）をさす。

*正受羯磨・・羯磨とは受戒における承認を意味する。正式な受戒における承認作法（作業）を正受羯磨という。具体的には、提議（白）を一回行つたあと、承認（羯磨）を三回行つて決議を行う。これを一白三羯磨（白四羯磨）ともいう。

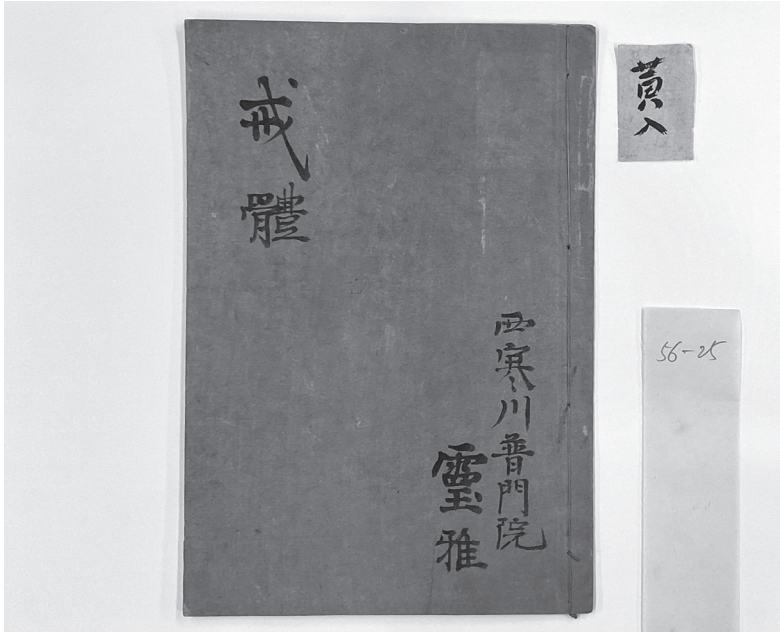
*三たび三摩耶戒を受持・・ここでのポイントは、密教で重要視される三摩耶戒も正受羯磨で行うことで、戒体発得が可能になるとされる。

*妨礙・・妨害や妨げとなること。

*疎慢・・おろそかで大ざっぱで、いかげんに「行うこと」。

*倉卒・・あわただしく、にわか。

『戒體』（浄厳覚彦述）について



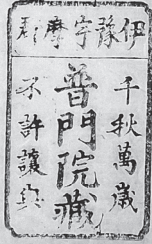
(表紙)

(文献資料写真)
『戒體』（浄厳覚彦述）・靈雅所持本
〔総本山善通寺所蔵〕



(二丁)

戒體
 問頭ノ大小乘ハ戒體ヲ論スニ心非也非心等ノ
 多種アリ今密教ノ三耶戒體ヲ辨セシト如可
 答此ノ問切要ナリ今密教ノ戒體ヲ論セハ梵網
 聖三説トコノ非青黃赤白黒非色非心非有非无
 非同果位文ノ正多是ナリ何ヲ以テ梵網説ヲ以テ密戒
 ヲ證スルコトハ不空三藏ノ金剛頂ノ教ハニ梵網
 聖ハ金剛頂聖ノ淺畧分ナリト云テ故ナリ次ニ本文ノ意ヲ
 解ス前ニ云カ加ク三昧耶戒ト者ニハ地善淨心ノ
 彌堅固決定スル戒ト名ク劣故ニ菩提心論ニ諸



佛菩薩者在因地發是心已^{此發善}勝義行願三
 地地為戒^{界部}乃至成佛無時暫忘^此心^此經云
 一而心非者非黃非赤非白非紅紫非水精色
 日三同ニ密教ニ六各ノ情非情ニ遍今立ルヲ以
 テ方極舉體此皆十是心ナリ故青黃等ノ显色
 偏ナラハ非青黃等ト云フナリ次ニ非也非心ト者此
 ノ菩提心ハ心不立ヲ以テ之言偏ナラハ心ニ偏ナラズ
 故ニ非也非心ト云ナリ次ニ非有非無ト者心則チ戒修十
 ルカ故ニ別アルモアラハ實ニ是心ナリ故無キモノナラズ故ニ
 非有非無ト云ナリ次ニ非同非異ト者此菩提心ト者
 菩提果位心同ナラテ同ニ偏ナラズ異ニ偏ナラズ故ニ非
 同果位ト云ナリ右梵網聖ハ遮障ニ約テ説ケリ若シ
 表詮ニ約テ説ケ皆十心ナリ故青黃等ノ顯色
 方圓等ノ形色取捨屈申等ノ表色悉ク是レ戒體
 ナリ故ニ色ト云フ又菩提心昂チ戒體ナルカ心ト云モ
 當レリ此心ハ本有ナリ故有トモ云フ今有テラフカ
 故ニ無トモ云フ此菩提心同果ニ遍在スル故ニ同トモ
 果トモ云フ又表業ニ總似テ而モ其體本有ナレハ
 無表トモ云フ^{同ナリ}又阿闍梨ノ開示ニ依ルチ

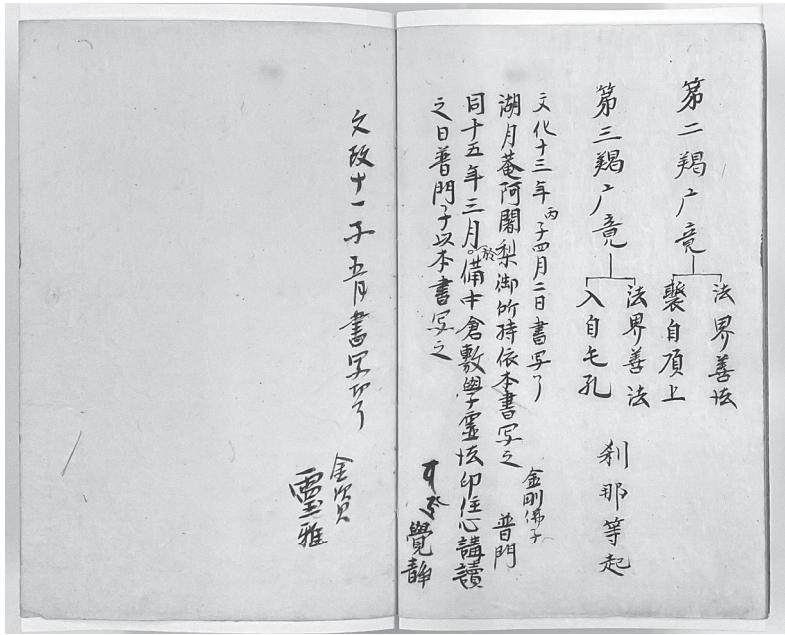
トモ發上ハ本百無作ノ依余ノ心體トモ無作トモ
云ハハ大日坐ノ坐爲教也此意
 云ハハカクノ如ク通論ノ時ハ顯ノ大ノ權
 實ニ依テトコロノ無作無表色心非色非心ノ諸義皆
 十密宗所立ノ戒體ノ中ニ各ノ具ノヲ得テモ全體ヲ
 見ルトシテ譬ハ衆言ノ衆ヲ摸終眞體ニ契當セリ
 カ如ク自家所立ノ戒體ハ衆義ノ總體ヲ取ルカ致ニ
 明眼又衆ノ全體ヲ見ルカ如クテ諸見隨テス又
 衆義ヲモ捨ルトトシ是ト眞實第一最妙無此ノ
 中道実相戒體ナリ但天台ニ云トコロノ性無作
 假色ノ中ニ假ノ一字ハ自宗ノ意ニテラズ所以者何
 トトモ自宗所立ノ善提心ハ本有常恒ノ実法
 云テ假ハ非レカ故ナリ又此善提心ハ十方法界
 ノ一切諸法遍シテ諸法眞是レ善提心レカ故ニ
 正受羯磨ノ印言ノ時キ此戒本有ノ性ノ全クテ
 起スト等シク一切諸法一時ニ起動シテ法界万法
 攀テ戒體ト成レナリ然レ則チ此戒體ハ同果
 生佛善惡邪正等ノ諸法ヲ包羅シテ万徳
 具足レカ故ニ名三摩耶戒ヲ受持シレカ如上ノ方徳
 一時ニ發生スナリ此故ニ是ヨリ已後ハ法佛甚深才
 一微妙三密ノ行業ヲ凡身三業ニ作ナイトモ

(六・七丁)

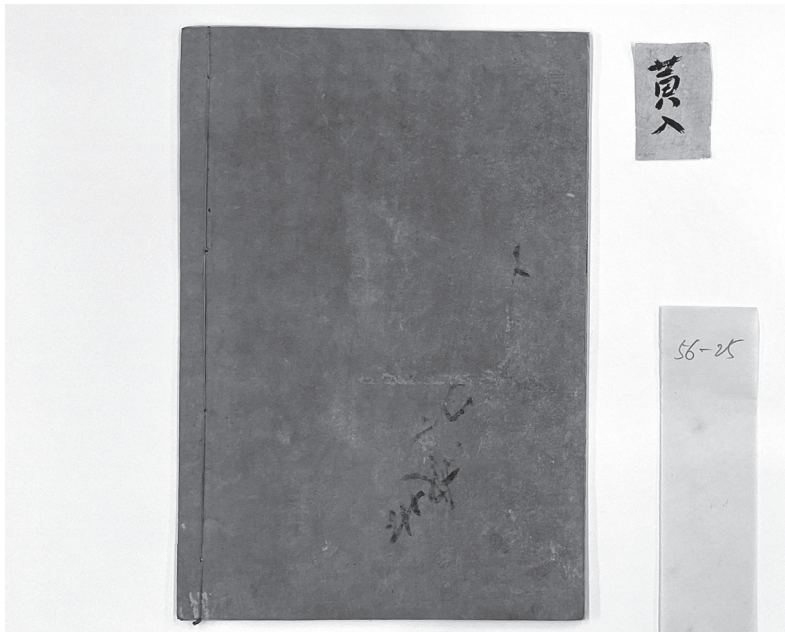
更ニ妨礙アルコトナキナリ誠ニ大十分十眞言上
 乘ノ戒體縱ヒ無量知テ歷テ説クモ盡台ト能
 ガレ者ナリカクノ如ク最上無上ノ戒ヲ踈慢ニ授受
 セラト可恐可慎不可不戒
 右同許可之次爲策勵後生倉卒記之
 此是草稿他日必改正之耳
 貞享四年丁卯中春十三日
同十七日
 一覽ノ)
 河南效興 焔勸淨嚴 載
四十九

三表 三思
 未入戒場 三等起 審慮思
 正登壇時意表戒決定思 遠同等起
 普礼聖衆身表戒 勤
 從他乞戒前礼
 受善提心儀語表戒 發 勝思近同等起
 從他乞戒辯 法界善法
 第一羯磨竟 一時發起

(八・九丁)



(十・十一丁)



(裏表紙)

「本紀要への資料掲載については、真言宗総本山善通寺様から資料写真のご提供を得、また紀要への掲載のご許可を頂戴することができました。茲に慎んで深謝申し上げます。」